

臨地実務実習及び連携実務実習等の実施体制について ≪関係告示で定めるべき事項(案)≫

〔「臨地実務実習」の必修化及び「連携実務演習等」による一部代替〕

- ・ 専門職大学等については、その卒業要件として、「臨地実務実習」による一定単位数(4年制:20単位/2年制:10単位、3年制:15単位)の修得を必修化している。ただし、当該単位数については、一定の要件の下、その一部(4年制:5単位まで/2・3年制2単位まで)を、「連携実務演習等」をもって代替できることとしている。

〔「臨地実務実習」及び「連携実務演習等」の定義替〕

- ・ 専門職大学等の設置基準案において、
 - * 「臨地実務実習」とは、「企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの」を、
 - * 「連携実務演習等」とは、「企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。)であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの」を、いうものとされ、これらの開設については、さらに文部科学大臣が別に定めるところによることとしている。

- ◎ 「文部科学大臣の定め」として、「臨地実務実習」及び「連携実務演習等」の実施体制等について、次のとおりとすることを求める。

1. 「臨地実務実習」の実施体制等

(1) 実施計画の作成・実施

- 臨地実務実習の実施に当たっては、臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

≪実施計画への記載事項≫

- ・ 臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- ・ 受け入れる学生の数
- ・ 実習指導者の配置
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱、実習中の災害補償及び損害賠償責任
- ・ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項

(2) 臨地実務実習における実習指導者の配置

- 臨地実務実習施設においては、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の「実習指導者」を置くものであること。

※「実習指導者」;臨地実務実習施設である事業所等に所属し、隣地実務実習の指導を行う者

- 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有すると認められる者であること。

(3) 担当教員による実施状況把握の体制整備

- 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

2. 「連携実務実習等」の実施体制等

(1) 「連携実務実習等」で取り組む課題

- 連携実務実習等の授業で取り組む課題は、
 - ・ 連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、
 - ・ 学生の主体的・対話的な学習活動が促されるものであること。

(2) 実施計画の作成・実施

- 連携実務演習等の実施にあたっては、連携先事業者と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

《実施計画への記載事項》

- ・ 連携実務演習等の内容及び日程
- ・ 演習等指導者の指定
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬等の取扱
- ・ その他の連携実務実習等の実施に必要な事項

(3) 演習等指導者の指定

- 連携実務実習等の実施にあたっては、連携先事業者において、演習等指導者を指定するものであること。

※「演習等指導者」;連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者

- 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有すると認められる者であること。

臨地実務実習・連携実務実習等

(1) 専門職大学

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る四十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目)であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。をもってこれに代えることができること。

2 (略)

(前期課程の修了要件)

第三十条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものの修了要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る二十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができる。

2 専門職大学の前期課程のうち修業年限が三年のものの修了要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る三十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができる。

3 (略)

○専門職大学に関し必要な事項を定める件

第五条 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 臨地実務実習施設(臨地実務実習の授業(以下この項において「臨地実務実習」という。)を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。)の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者(臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。)の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くものであること。

四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有すると認められる者であること。

五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

2 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号の規定に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 連携実務演習等の授業(以下この項において「連携実務演習等」という。)で取り組む課題は、連携先事業者(連携実務演習等の実施において専門職大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。)における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の主体的・対話的な学習活動が促されるものであること。

二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者(連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。)の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱その他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四 連携先事業者において、演習等指導者を指定するものであること。

五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有すると認められる者であること。

(2) 専門職短期大学

○専門職短期大学設置基準

(卒業の要件)

第二十六条 修業年限が二年の専門職短期大学の卒業要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一・二 (略)
 - 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。
 - 四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。
- 2 修業年限が三年の専門職短期大学の卒業要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一・二 (略)
 - 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る三十単位以上を修得すること。
 - 四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。
- 3 (略)

○専門職短期大学に関し必要な事項を定める件

第五条 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
 - 二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
 - 三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くものであること。
 - 四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有すると認められる者であること。
 - 五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。
- 2 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号の規定に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において専門職短期大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の主体的・対話的な学習活動が促されるものであること。
 - 二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
 - 三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱その他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
 - 四 連携先事業者において、演習等指導者を指定するものであること。
 - 五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有すると認められる者であること。